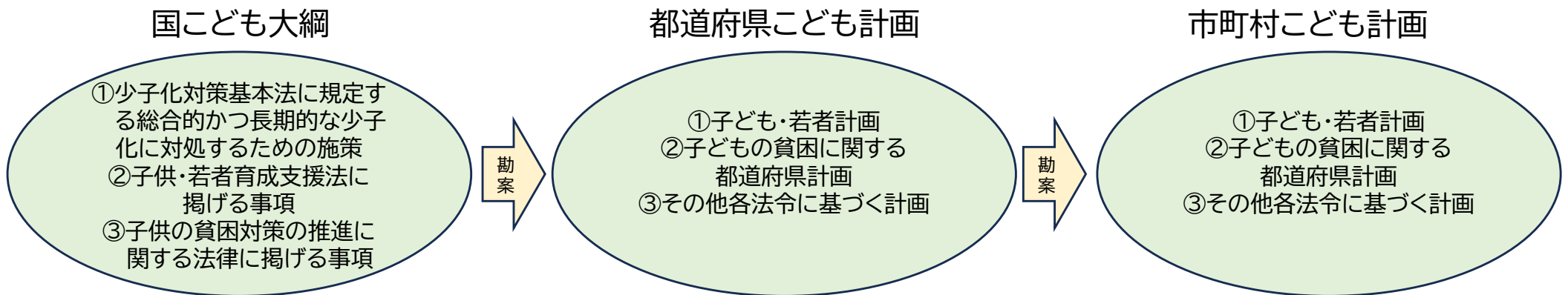


自治体こども計画の概要

- 令和5年4月、こども家庭庁が設置され、併せて「こども基本法」が施行。
同年12月には、子ども・子育て施策の基本理念や基本となる事項を定めた「こども大綱」が決定。
- こども基本法第10条(都道府県こども計画等)において、都道府県は国のこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとされている。
- 都道府県こども計画は、既存の各法令に基づく以下の計画と一体のものとして作成することができる。

- ① **子ども・若者育成支援推進法**第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」
- ② **子どもの貧困対策の推進に関する法律**第9条第1項に規定する「都道府県計画」
- ③ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
(③の例)
 - ・ こども基本法に規定する「都道府県こども計画」
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に規定する「都道府県行動計画」
 - ・ 子ども・子育て支援法に規定する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する「自立促進計画」



「少子化対策大綱」
「子供・若者育成支援推進大綱」
「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、
こども大綱に一元化

※国のこども大綱を勘案して作成する自治体こども計画には、①少子化対策基本法に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の内容を盛り込むことが求められている。

宮崎県こども計画(仮称)の概要

昨年4月に施行されたこども基本法において、自治体は国のこども大綱を勘案しこども計画を策定することとされたことから、これまでの「みやざき子ども・子育て応援プラン」に、新たに子どもの貧困対策に関する県計画等を加え、本県のこども計画として策定する。

第2期みやざき子ども・子育て応援プラン (令和2年度-令和6年度)

- ① 「子ども・子育て支援法」に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画
- ② 「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画
- ③ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画
- ④ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県子ども・若者計画
- ⑤ 新・放課後子ども総合プラン



宮崎県こども計画(仮称) (令和7年度-令和11年度)

- ①~④
- ⑤ 「こども基本法」に基づく県こども計画
- ⑥ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく県計画
- ⑦ 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法(略称))」に基づく母子保健を含む成育医療等に関する計画

- 計画の期間
令和7年度から令和11年度まで(5年間)

- 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画
第2期計画の期間は、令和2年度から令和5年度の4年間であったが、計画期間を1年延長の上、令和6年度までの5年間とし、令和7年度から宮崎県こども計画(仮称)に統合する。

宮崎県こども計画(仮称)に位置づける個別計画の内容

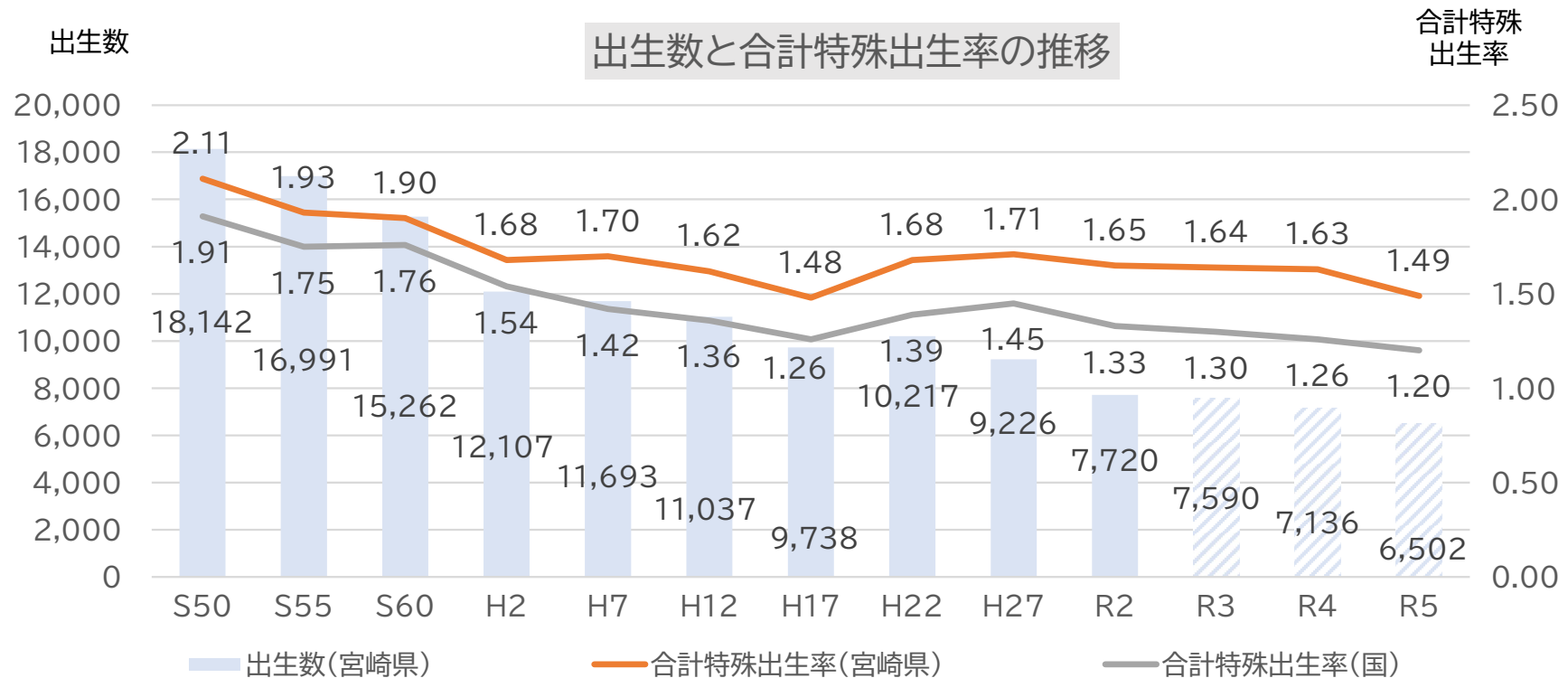
個別計画	主な内容
こども基本法に基づく「都道府県こども計画」	少子化対策、子ども・若者の育成支援対策、子どもの貧困対策等、こども大綱を勘案して作成するこども施策全般
子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」	子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、子ども・若者の成長のための社会環境の整備 等
子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」	教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等、子どもの貧困対策に関する事項 等
子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」	幼児教育・保育の量の見込み・提供体制の確保方策、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質向上 等
次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」	子育て支援、養育環境整備、幼児の健康の確保、教育環境の整備、良好な居住環境の確保 等
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」	ひとり親家庭の生活の安定と向上のための施策 等
成育基本法(略称)に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」	成育過程にある者等に対する医療、保健、教育、福祉等の施策の推進等

現状と課題(少子化対策)

少子化対策

- 合計特殊出生率 1.49 (R元比▲0.24)
- 出生数 6,502人 (R元比▲19.2%)
- 婚姻数 3,592組 (R元比▲22.4%)
- ※いずれも令和5年人口動態統計

未婚化・晩婚化や子どもを生む世代の女性人口の減少に加え、コロナ禍で婚姻数が大きく減少した影響により、出生数・合計特殊出生率とも大きく落ち込み少子化が加速

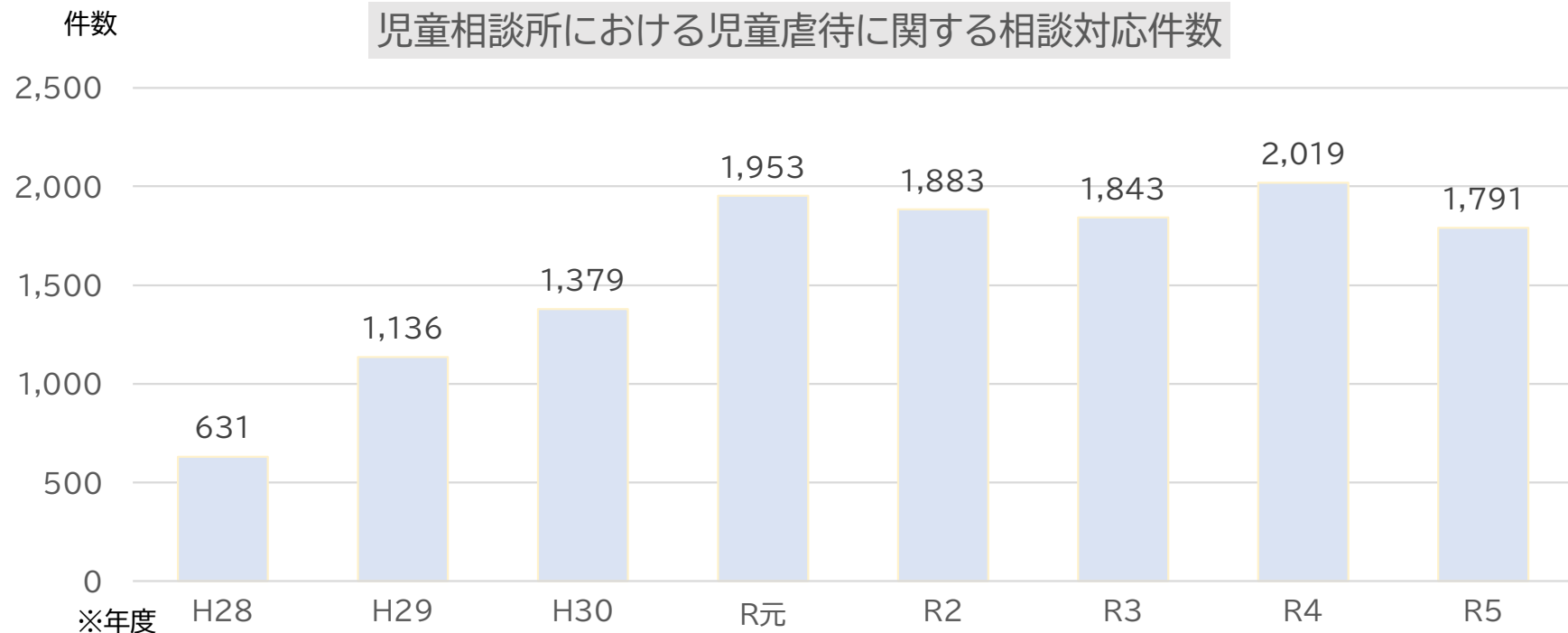


現状と課題(子ども・若者育成支援)

子ども・若者 育成支援

- 児童虐待相談件数 R5年度：1,791件（R元年度比▲8.3%）
- 里親委託率 R5年度：11.5%（R元年度比▲0.9%）
- 不登校生徒数 R4年度：2,668人（R元年度比1.6倍）

児童虐待相談件数の高止まりや、不登校生徒数が増加傾向にある中、ヤングケアラーやこども達に対する性犯罪・性暴力対策など、新たな問題も発生しており、こどもを取り巻く状況は深刻かつ複雑化



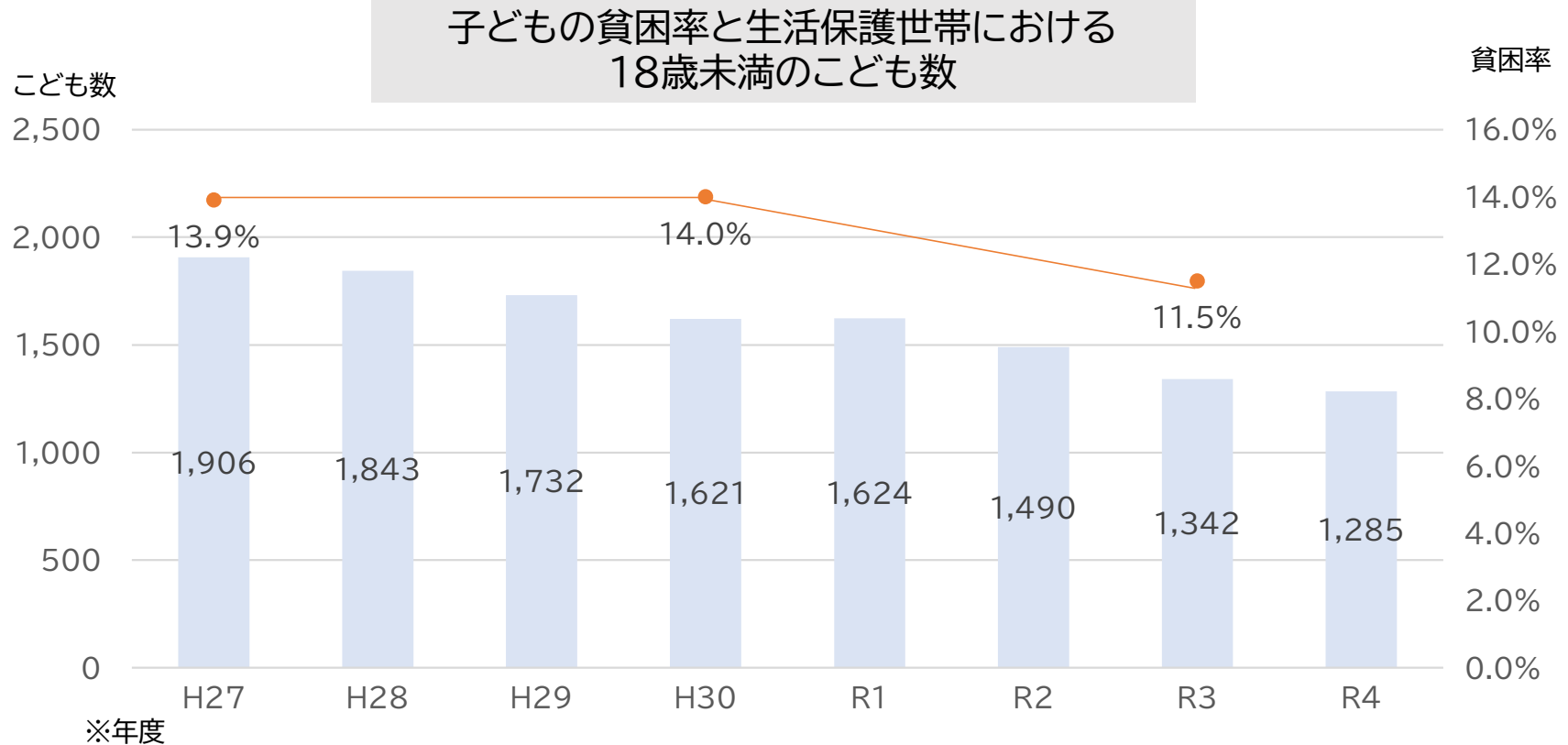
現状と課題(子どもの貧困対策)

子どもの 貧困対策

[生活保護世帯の状況(数字はR4年度)]

- 18歳未満の子ども数 1,285人(R元年度比▲20.9%)
- 高等学校等進学率 87.4%(一般世帯98.9%)
- 大学等進学率 40.5%(一般世帯67.2%)

生活保護世帯の子どもの数は減少しているものの、進学率は一般世帯と比較して低い状況にあるほか、母子家庭の45%が平均月収15万円未満であるなど厳しい状況



※子どもの貧困率は国全体

※生活保護世帯における18歳未満の子ども数は本県

○ 計画策定にあたっての基本的視点

- (1) こども・若者の視点に立った施策を展開するため、こども等の意見を反映
- (2) 日本一生み育てやすいみやぎづくりに向け、ライフステージに応じた切れ目のない支援を強化
- (3) 深刻かつ複雑化するこども政策に対応するため、困難な環境にあるこども・若者の支援を強化
- (4) 若者が宮崎でライフプランを描くことができるよう、魅力あるみやぎづくりを実現
- (5) 国や市町村・関係団体との連携の強化、県民・企業等との少子化に関する意識の共有・協調促進

○ 基本理念

次期計画では、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送るとともに、結婚やこどもを持ちたいと願う若者の希望が叶い、「宮崎でこどもを生んで良かった、子育てをして良かった、そしてそのこども達が宮崎に生まれて良かった」と思えるようなみやぎの実現を目指す。

宮崎県こども計画(仮称)骨子案

はじめに

1 計画策定の趣旨

こども基本法の制定など、こども・子育て世帯に関する制度の見直しや、少子化に歯止めがかからない本県の現状等を踏まえ、全てのこども・若者が将来にわたって幸福な状態(ウェルビーイング)で生活できるよう、また、県民が子育てを楽しみ感じられるよう、こども政策をより一層強力に推進していくための今後5年間の総合的な行動計画として策定する。

2 計画の性格

- こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- 成育基本法(略称)に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

3 計画の期間

令和7年度～令和11年度(5年間)

第1章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 少子化の現状

2 子育ての現状

3 こども・若者の現状

統計データ、R6結婚・子育て意識調査に基づき作成

第2章 計画の基本的考え方

1 基本理念

次期計画では、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送るとともに、結婚やこどもを持ちたいと願う若者の希望が叶い、「宮崎でこどもを生んで良かった、子育てをして良かった、そしてそのこども達が宮崎に生まれて良かった」と思えるようなみやぎの実現を目指す。

2 基本的視点

- (1) こども・若者の視点に立った施策の展開
- (2) ライフステージに応じた切れ目のない支援
- (3) 困難な環境にあるこども・若者の支援
- (4) 若者にとって魅力あるみやぎづくり
- (5) 国や市町村、関係団体との連携、県民・企業との協調促進

第3章 各種施策の推進

基本理念の実現に向けた具体的な取組

(ライフステージを通じた施策)

1 こども達の権利擁護・意見の反映

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有、社会参画・意見反映

2 未来を切り拓くこども達への支援

- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

3 困難な環境にあるこども達への支援

- 貧困対策、自殺対策、障がい児支援、児童虐待防止、社会的養護の推進

(ライフステージ別の施策)

4 安心してこどもを生み育てることができる環境づくり(こどもの誕生前から幼児期まで)

- 妊娠・出産の支援、産前・産後の支援、幼児教育・保育の充実

5 宮崎の未来を担う若者の育成(学童期・思春期)

- こどもの居場所づくり、質の高い公教育の実現

6 若者の希望を叶えるみやぎづくり(青年期)

- 結婚を希望する方への支援、若者の就職支援、若者の地元定着

(子育て当事者等への施策)

7 子育て支援の充実

- 子育て世帯への経済的支援の強化、子育てサービスの充実

8 共働き・共育での推進

- 男性の家事・育児の参加促進、多様な働き方と子育てとの両立支援

9 こどもと子育てにやさしい社会づくり

- 「こどもまんなか社会」の推進、県民全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成

第4章 幼児教育・保育の提供体制

1 区域の設定

2 幼児教育・保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保方策 ほか

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画部分

第5章 計画の推進方針

1 計画の推進体制

- (1) 県の推進体制
- (2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制
- (3) 関係機関及び民間企業との推進体制

2 計画の進捗管理

3 数値目標と指標の設定